

# 青森県報

号外第八十四号

平成二十五年  
十二月十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県核燃料物質等取扱税条例……………	(税務課) ……二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……一〇
青森県警察職員等賞状授与金授与条例の一部を改正する条 例……………	(同) ……一四
職員給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一四
青森県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) ……一五
青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一八
青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………	(同) ……一九
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……二〇
青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(河川砂防課) ……二〇
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……二二
青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例の 一部を改正する条例……………	(警察本部 留置管理課) ……二五
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(議事事務局) ……二五
青森県議会図書室設置条例の一部を改正する条例……………	(議事事務局 調査課) ……二六

青森県核燃料物質等取扱税条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 二 原子炉設置者 規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者をいう。
- 三 再処理事業者 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者をいう。

- 四 廃棄物埋設事業者 規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- 五 廃棄物管理事業者 規制法第五十一条の二第一項第三号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- 六 濃縮 規制法第二条第九項に規定する加工のうちウラン二三五のウラン二三八に対する比率を高める処理をいう。
- 七 原子炉の設置 発電用原子炉（規制法第二条第五項の発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置して発電の事業の用に供することをいう。
- 八 核燃料の挿入 核燃料（規制法第四十三条の三の十二第一項の燃料体をいう。以下同じ。）を発電用原子炉に挿入することをいう。
- 九 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第二条第十項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第四十四条第二項第二号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- 十 使用済燃料の貯蔵 規制法第四十八条第一項第三号の使用済燃料の貯蔵をいう。
- 十一 廃棄物埋設 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十八号）第一条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十一条第一項の表第一号イに該当する物（以下「廃棄体」という。）に係る規制法第五十一条の二第一項第二号の第二種廃棄物埋設をいう。
- 十二 廃棄物管理 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理施設において行う同条第一項第三号の廃棄物管理のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三十二条第一号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第二条第二項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものをいう。
- 十三 核燃料物質等の取扱い 濃縮、原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

（納税義務者等）

第三条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

- 一 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者
- 二 原子炉設置者の行う原子炉の設置及び核燃料の挿入 当該原子炉設置者
- 三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者
- 四 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者
- 五 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者

2 前項第二号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後最初に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 規制法第四十三条の三の十一第一項の検査の全てに合格した日

- 二 規制法第四十三条の三の十五第一項の検査の開始の日から終了の日までの期間内に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査の終了の日

- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

(課税標準)

第四条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、熱出力、価額、容量又は数量とする。

- 一 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふっ化ウランをいう。以下同じ。）の重量

二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 各課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力

三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料（既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額

四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量

六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量（当該容器が日本工業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とする。以下同じ。）

七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量

2 前項第二号の熱出力は、規制法第四十三条の三の五第一項の許可（規制法第四十三条の三の八第一項の変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可）に係る発電用原子炉の規制法第四十三条の三の五第二項第三号の熱出力とする。

3 第一項第三号の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

4 第一項第五号から第七号までの各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量を合計した重量、容量又は数量を十二で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間中に月の末日

が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときには、当該課税標準の算定期間の末日を当該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。

5 第一項及び前項の課税標準の算定期間とは、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。

6 新たに核燃料物質等の取扱い（核燃料の挿入を除く。以下この条において同じ。）の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。

7 事業者（加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第一項及び第四項の課税標準の算定期間（第一号の場合にあつては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第四項の課税標準の算定期間）は、第五項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第五項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。

一 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあつては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第二条第十項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第二十条の規定により規制法第十三条第一項の許可が取り消された場合、規制法第四十三条の三の二十の規定により規制法第四十三条の三の五第一項の許可が取り消された場合、規制法第四十六条の七の規定により規制法第四十四条第一項の指定が取り消された場合若しくは規制法第五十一条の十四の規定により規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許可若しくは同項第三号に係る同項の許可が取り消された場合

二 個人である事業者が死亡した場合

三 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

(税率)

第五条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量一キログラムにつき四万四千六百円
- 二 原子炉設置者の行う原子炉の設置 千キロワットにつき九千円
- 三 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 百分の十三
- 四 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき一万九千四百円
- 五 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき千三百円
- 六 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量一立方メートルにつき六万四千円
- 七 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量一本につき百九十六万九千五百円

(徴収の方法)

第六条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第七条 核燃料物質等取扱税の納税義務者（核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。）は、第四条第一項各号（第二号を除く。）

の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期間における課税標準たる重量、熱出力、容量又は数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額及びその延滞金の納付)

第八条 法第二百七十六条第四項の規定によつて通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第二百七十七条第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第五項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付)

第九条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第七条第一項及び第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後にその税金（同条第三項の規定による修正により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額に、法第二百八十条第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第五項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第十条 法第二百七十八条第五項又は法第二百七十九条第四項の規定によつて通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。



(賦課徴収)

第十一条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第一項中「十一 固定資産税」とあるのは「十一 固定資産税 十二 核燃料物質等取扱税」と、同条例第十二条第二項第二号中「主たるものの所在地）」とあるのは「主たるものの所在地）、核燃料物質等取扱税については申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例（平成二十五年十二月青森県条例第五十四号）第一条第六号に規定する濃縮に係る事業所、同条第七号に規定する原子炉の設置若しくは同条第八号に規定する核燃料の挿入に係る発電用原子炉、同条第九号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第十号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第十一号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第十二号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。
- 2 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る第三条第一項第三号の規定は、平成十八年九月二十七日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料に係る使用済燃料の貯蔵については、適用しない。
- 3 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第五条第五号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき八千三百円とする。

- 4 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理に係る核燃料物質等取扱税に係る第二条第十二号、第四条第一項第七号及び第四項並びに第五条第七号の規定の適用については、当分の間、規制法第二条第二項に規定する核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを容器に圧縮して封入し、又は固型化した物を第二条第十二号に規定するガラス固化体とみなして、これらの規定を適用する。
- 5 この条例は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 6 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

#### 青森県条例第五十五号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十六条」に改める。

第二十一条第一項第二号中「第八条第一項」の下に「（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第二十六条第一項中「蓬田村」の下に「藤崎町」を加える。

第二十七条中「弘前市」の下に「八戸市」を、「むつ市」の下に「つがる市」を加える。

第三十条中「五所川原市」の下に「十和田市」を加える。

第四十四条を第四十五条とし、第三十六条から第四十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十五条第一項第一号及び第二号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務)

第三十五条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、三沢市、平内町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 高齢者居住安定確保法第五条第一項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び同条第二項の規定による当該登録の更新に関すること。

二 高齢者居住安定確保法第七条第三項及び第五項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の通知並びに同条第四項の規定による当該登録の申請が基準に適合しない旨の通知に関すること。

三 高齢者居住安定確保法第八条第二項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否の通知に関すること。

四 高齢者居住安定確保法第九条第一項の規定による登録事項等の変更の届出の受理、同条第三項の規定による変更の登録及び同条第四項の規定による変更の登録の通知に関すること。

五 高齢者居住安定確保法第十条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧に関すること。

六 高齢者居住安定確保法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理、同条第四項において準用する高齢者居住安定確保法第九条第三項の規定による変更の登録及び高齢者居住安定確保法第十一条第四項において準用する高齢者居住安定確保法第九条第四項の規定による変更の登録

の通知に関すること。

七 高齢者居住安定確保法第十二条第一項及び第二項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

八 高齢者居住安定確保法第十三条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による登録の抹消の通知に関すること。

九 高齢者居住安定確保法第二十四条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。

十 高齢者居住安定確保法第二十五条第一項の規定による登録事項の訂正の申請の指示並びに同条第二項及び第三項の規定による必要な措置の指示に関すること。

十一 高齢者居住安定確保法第二十六条第一項及び第二項の規定による登録の取消し並びに同条第三項の規定による当該取消しに係る通知に関すること。

十二 高齢者居住安定確保法第二十七条第一項の規定による公告及び登録の取消しに関すること。

本則に次の一条を加える。

(青森県動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく事務)

第四十六条 青森県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十一号。以下「動物愛護等条例」という。)及び動物愛護等

条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、青森市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

一 動物愛護等条例第十条第一項の規定による加害の届出の受理及び同条第二項の規定による被害の届出の受理に関すること。

二 動物愛護等条例第十一条第一項の規定による野犬等の捕獲及び抑留、同条第四項の規定による野犬等を引き取るべき旨の通知及び野犬等を抑留している旨の公示、同条第五項の規定による飼い犬の返還並びに同条第六項の規定による野犬等の処分に関すること。

三 動物愛護等条例第十二条第一項の規定による野犬等の薬殺に関すること。

- 四 動物愛護等条例第十四条第一項の規定による必要な措置の勧告及び同条第二項の規定による動物に口輪をかける等の措置の命令に関すること。
- 五 前各号に掲げる事務に係る動物愛護等条例第十五条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入調査及び質問に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十五条及び第四十六条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

- 3 前二項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき市町村が処理することとされた第十一条第一項の規定により抑留された飼い犬の返還に関する事務については、適用しない。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

5 青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条及び第五条中「五所川原市」の下に「十和田市」を加える。

青森県警察職員等賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県警察職員等賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

青森県警察職員等賞じゆつ金授与条例（昭和四十一年十二月青森県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千万円」の下に「（職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で警察職員等の模範と認められる場合にあつては、割以内の額を加算した額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「により職員」の下に「（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行つものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十条第二項第二号口中「三万三千元」を「四万四千元」に改める。

第十九条の十第一項中「職員」の下に「及び復興計画の作成等のため派遣された職員」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十九条の十第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十八号

青森県県税条例の一部を改正する条例

第一条 青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の五中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

附則第四条の七第一項中「控除限度額」の下に「（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項後段に規定する控除限度額）」を加える。

附則第四条の八を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第四条の八 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の六第一項	法附則第五条の四第一項	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項
附則第四条の七第一項	法附則第五条の四の二第一項	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは

第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



附則第四条の第六 一項	法附則第五条の四第一 項	法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項
附則第四条の第七 一項	法附則第五条の四の二 第一項 同条第四項	法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項 法附則第四十五条第三項
	読み替えて適用される 同条第一項後段	読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項 後段

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第七十六条の五中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第四条の七第一項及び第四条の八の改正規定は平成二十七年一月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県県税条例第七十六条の五の規定は、平成二十六年四月一日以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二十二号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二十条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び同日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の青森県条例第七十六条の五の規定は、平成二十七年十月一日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成二十六年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び平成二十六年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改め、同条第六号中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同条第七号中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「第二十三条第一項第一号」を「第二条第五項」に改め、同条第八号中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第三号」を「規制法第四十三条の三の十二第一項」に、「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第九号中「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。

第三条第二項第一号中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に、「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第四十九条第一項」を「規制法第四十三条の三の十一第一項」に改め、同項第二号中「電気事業法第五十四条第一項」を

「規制法第四十三条の三の十五第一項」に、「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第三号中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第四条第一項第二号中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に、「第二十六条第一項」を「第四十三条の三の八第一項」に、「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「第二十三条第二項第三号」を「第四十三条の三の五第二項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第二条第八項」を「第二条第十項」に、「第二十三条」を「第四十三条の三の二十」に、「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改める。

第八条第二項及び第九条中「第四項」を「第五項」に改める。

第十一条中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十一号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「設備」を「設備 次に掲げる基準を満たすこと。ただし、法第二十九条第一項の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する同条第三項の食品衛生検査施設又は法第三十一条の登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「許可」の下に「又は法第二十三条の二の規定による流水の占用の登録」を加える。

第三条第一項ただし書及び第三項中「許可」の下に「又は登録」を加える。

第四条中「法第二十三条の規定による許可」の下に「若しくは法第二十三条の二の規定による登録」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「四円七十二銭」を「四円八十六銭」に、「三元十五銭」を「三元二十四銭」に改め、「大間港、」を削り、「二十銭」を「二十十六銭」に、「二十銭」を「二十十六銭」に、

ハ 大間港	外航船舶	ロに定める額に、可動橋の使用一回ごとに総トン数一ト ンにつき二円を加算した額
	その他の船舶	ロに定める額に、可動橋の使用一回ごとに総トン数一ト ンにつき二円十銭を加算した額
ニ 子の口港及び休屋港	動力船総トン数一トンにつき 月額 百三十六円五十銭	を

ハ 子の口港及び休屋港 動力船総トン数一トンにつき 月額 百四十円四十銭 に改め、同表第

二号中「二十六円」を「二十七円」に、「三十七円」を「三十九円」に、「四百十七円」を「四百五十七円」に改め、同表第三号中「一万四千七百円」を「一万五千二百円」に、「七百三十五円」を「七百五十六円」に、「一万二千六百円」を「一万二千九百六十円」に、「六百三十円」を「六百四十八円」に改め、同表第四号中「千四百七十円」を「千五百十二円」に、「六百七十二円」を「六百九十一円」に改め、同表第五号中「十五万四千三百五十円」を「十五万八千七百六十円」に改め、同表第六号中「三万二千二十五円」を「三万二千九百四十円」に改め、同表第

七号中

青森港		を	
浜町ふ頭上屋	一平方メートルにつき 月額 十七円八十五銭	その他の上屋	一平方メートルにつき 月額 七円三十五銭

青森港	一平方メートルにつき	月額	十八円三十六銭
-----	------------	----	---------

に、「四万七千

二百五十円」を「四万八千六百円」に、

一平方メートルにつき	月額	十七円八十五銭
一平方メートルにつき	月額	十七円八十五銭

を

一平方メートルにつき	月額	十八円三十六銭
一平方メートルにつき	月額	十八円三十六銭

に改め、同表第八

号中「四円四十銭」を「四円五十二銭」に、「二円七十二銭」を「二円七十九銭」に、「二円九十三銭」を「三元一銭」に、「一元二十五銭」を「一元二十八銭」に改め、同表第九号中「五十五円」を「五十六円」に、「百四十一円」を「百四十五円」に改め、同表第十号中「六百五十一円」を「六百六十九円六十銭」に、「四百三十四円五十銭」を「四百四十二円八十銭」に、「三百五十七円」を「三百六十七円二十銭」に、「二百八十三円五十銭」を「二百九十一円六十銭」に改め、同表第十一号中

青森港	艇庫	月額	八千九百二十五円
	その他	月額	五千七百七十五円

ただし、使用期間が一月に満たない場合は、一日につき三百十五円とする。

を

青森港	月額	五千九百四十円
-----	----	---------

ヨット一艇につき

ただし、使用期間が一月に満たない場合は、一日につき三百二十四円とする。

に、「千三百五

十四円」を「千三百九十二円」に、「千三百三元」を「千三百四十円」に、「千二百六十円」を「千二百九十六円」に改め、同表第十二号中

青森港	廃棄物一トンにつき	六千六百八十八円
八戸港	廃棄物一立方メートルにつき	九百四十五円

を

青森港	廃棄物一トンにつき	六千八百七十九円
-----	-----------	----------

に改め、同表第

十三号中「千二百六十三円」を「千二百九十九円」に改め、同表第十五号中「四万八千三百円」を「四万九千六百八十円」に、「六万四千五十円」を「六万五千八百八十円」に、「七万四千四百円」を「七万三千四百四十円」に、「八万八百五十円」を「八万三千百六十円」に、「十一万六千五百五十円」を「十一万九千八百八十円」に、「十五万七千五百円」を「十六万二千元」に、「十八万六百元」を「十八万五千七百六十円」に、「二十万二千六百五十円」を「二十万八千四百四十円」に、「二十三万四千五百五十円」を「二十四万八千四百四十円」に、「二十一万八千四百円」を「二十二万四千六百四十円」に、「十八万七千九百五十円」を「十九万三千三百二十円」に改め、同表の備考の第七号中「若しくは廃棄物」を削り、同備考の第八号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第二の備考の第五号中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第三中「一円五銭」を「一円八銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可及び占用の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。



青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例（平成十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改め、「いう。」の下に「の委員の定数及び任期その他委員会」を加える。

第三条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第一項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「公開する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

第十七条中「委員会」を「前条第一項の規定にかかわらず、委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会図書室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十六号

青森県議会図書室設置条例の一部を改正する条例

青森県議会図書室設置条例（昭和二十六年三月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭